

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 徳島市立高等学校事務局
不 利 益 処 分 名	徳島市立高等学校施設の目的外使用許可の取消し
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第 2 3 8 条 の 4 第 9 項
連 絡 先	(電話 6 6 4 - 0 1 1 1)
処 分 基 準	<p>地方自治法 (行政財産の管理及び処分) 第 2 3 8 条 の 4 9 第 7 項 の 規 定 に よ り 行 政 財 産 の 使 用 を 許 可 し た 場 合 に お い て 、 公 用 若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違 反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会 は、その許可を取り消すことができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成 2 6 年 8 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更)